

令和元年 11 月 26 日

桑名市地域公共交通会議委員 各位

桑名市地域公共交通会議

会長 岩崎 恭典

「令和元年度第 3 回桑名市地域公共交通会議」の書面審議について

委員各位におかれましては、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、桑名市からの付議依頼に基づき、桑名市地域公共交通会議を開催することといたしました。

去る 10 月 28 日の令和元年度第 2 回桑名市地域公共交通会議にて、多度地区市民センター（多度町総合支所バス停）から桑名市役所本庁など桑名地区に乗り入れるルート、長島地区市民センター（福祉健康センターバス停）から桑名市役所本庁など桑名地区に乗り入れるルート、また、長島地区伊曾島（伊曾島バス停）から城南地区の立田町・太平町を通り桑名市役所本庁など桑名地区に乗り入れるルート、以上の 3 ルートの路線見直しについて、今後交通事業者との精査、協議により時刻、バス停等に若干の変更の可能性はあるものの「承認」としました。

しかしながら、会議後、ルート変更に伴うバス停付近の関係者、交通事業者との時刻協議の中で、北部ルートと多度ルートとの接続を見直さなければならないことがわかりました。

本来であれば、皆様にお集まりいただいた上で会議を開催すべきところですが、急を要するため、書面による開催とさせていただくことといたしました。

つきましては、同封の関係書類をご査収いただき、ご多忙のところとは存じますが、下記のとおりご審議くださいますようお願い申し上げます。

記

1 今回の審議事項

桑名市コミュニティバス多度ルートにおいて、第 15 便終着バス停（多度町総合支所）と第 16 便始発バス停（多度駅前）間について、現在回送区間としているが、運送区間とする。

【内容】

・第 16 便の始発バス停について、『15 時 37 分 多度町総合支所』を追加する。

2 回答方法

ご審議いただき、ご賛同いただけましたら、別紙承認書に記名・捺印の上、ご返送ください。

3 回答期限

令和元年 12 月 13 日（金）

4 書面開催とする理由

令和 2 年 2 月に新ルートを運行するためには、この会議を経て交付される証明書を添付して、事前に申請手続きを行う必要があるが、期限までの間において、桑名市地域公共交通会議条例第 5 条 2 項に規定する半数以上の出席による会議の開催が困難であるため。

5 その他

公共交通会議での審議承認事項ではありませんが、上記審議事項に承認いただけましたら、今回の多度ルート変更に合わせて『多度町総合支所』及び『戸津近鉄住宅前（ピアゴ前）』の停留所名称を、『多度地区市民センター』及び『戸津近鉄住宅前』に変更いたします。

桑名市役所

都市管理課 総務係 担当：水谷・溝口

TEL：0594-24-1425

FAX：0594-24-1472

承認書

令和元年度第3回桑名市地域公共交通会議の下記事項について、承認します。

記

- ・桑名市コミュニティバス多度ルートにおける第16便の始発バス停について、『15時37分 多度町総合支所』を追加する。

令和元年 月 日

氏名 _____ ⑩